

## 亜細亜大学学則（案）

### 第1章 総則

（名称）

第1条 本学は、亜細亜大学（以下「本学」という。）と称し、東京都武蔵野市境5丁目8番に、これを設置する。

（目的）

第2条 本学は、学校教育法の定めるところにより、広く一般教育に関する知識を授けるとともに深く専門の学術を研究教授するをもって目的とし、特に日本及び亜細亜の文化社会の研究と建設的実践に重点を置き、もって亜細亜融合に新機軸を打ち出す人材を育成するをその使命とする。

（各学部・学科の目的）

第3条 各学部・学科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 経営学部経営学科は、語学、情報処理、数量的分析等のスキルを修得するとともに幅広い教養とコミュニケーション能力を培い、経営・会計・マーケティング領域を中心とした経営学の専門的知識・実践能力の修得を通して、国際的視野を持ったマネジメント能力を有した人材を育成する。

(2) 経営学部ホスピタリティ・マネジメント学科は、幅広い教養とコミュニケーション能力を培い、ホスピタリティ産業で求められているホスピタリティの専門知識・実践能力及び経営・会計・マーケティング領域を中心としたマネジメント能力を有する即戦力となる人材を育成する。

(3) 経営学部データサイエンス学科は、プロジェクト型演習を柱とする教育を通して企業や社会における課題を分析し、データサイエンス・AIの手法を用いて課題解決に結び付けることができ、AIやテクノロジーが急速に進展するグローバル社会を牽引する人材を育成することを目的とする。

(4) 経済学部経済学科は、幅広い教養を体得するとともに、ミクロ経済学及びマクロ経済学の履修により専門基礎学力を修得し、さらに多様な専門科目を学修することによって、内外の経済社会に関する知識を深め、急速な技術の革新と社会のグローバル化の中にあって、変化に対応し、経済社会に真に貢献することのできる人材を育成する。

(5) 法学部法律学科は、法学教育に不可欠な教養的知識の学習及び少人数教育を柱とする法律科目の徹底的な指導を通して、幅広い教養と豊かな人間性を培い、法的思考方法を身につけ、どのような状況においても的確な判断と行動ができ、かつ他人の痛みを真に理解できる人材を育成する。

(6) 国際関係学部国際関係学科は、政治・法律・経済・社会にわたる学際的専門教育、発信力を重視した英語教育並びに幅広く深い教養教育を通して、国際的視野と総合的判断力を養い、世界の国際関係と国際社会における我が国の役割を理解し、時代の要請に応じて国際社会の平和と発展に貢献できる有為な人材を育成する。

(7) 国際関係学部多文化コミュニケーション学科は、国境を越える多文化交流の歴史と現状についての教育、国際関係についての基礎教育、発信力を重視した英語教育並びに幅広く深い教養教育を通して多様な文化背景を持つ人々をつなぐ高いコミュニケーション能力を養い、文化の相互尊重の視点に立って、アジアをはじめとする世界諸地域における多文化間の交流と対話を促進できる有為な人材を育成する。

(8) 社会学部現代社会学科は、社会学の知見と学問手法を基軸としつつ、他の社会諸科学の学問知識も生かしながら、現代社会の諸課題とその分析方法を学び、多様性の尊重と寛容の精神をもって、地域、企業、世界の現場で他者と協力して問題解決にあたることのできる人材を育成する。

(9) 健康スポーツ科学部健康スポーツ科学科は、幅広い教養を有し、多様な価値観を理解し、他者と協力する姿勢を持ち、また、生涯にわたって学び続ける習慣を身につけ、健康スポーツ科学と情報工学の学びで得た知識と技能をもとに、スポーツを通して人々の健康実現とウェルビーイングな社会の発展に貢献できる人材を育成する。

2 各学部・学科は、前項に規定する目的を踏まえて、次の方針を定める。

- (1) 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- (2) 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
- (3) 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

3 前項各号の方針に関する事項は、別に定める。

（学長・副学長）

第4条 学長を1名置く。

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

3 第1項及び第2項のほか、副学長を1名又は2名置くことができる。

4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

（自己点検・評価）

第5条 本学は、教育研究水準の向上を図り、第2条及び第3条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検し、評価を行う。

2 点検及び評価の事項・体制に関する規則は、別に定める。

（認証評価）

第6条 本学は、学校教育法に則り、文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けるものとする。

2 認証評価の事項・体制に関する規則は、別に定める。

（学部・学科及び学生定員）

第7条 本学に次の学部及び学科を置き、定員は次のとおりとする。

入学定員 3年次編入学定員 収容定員

経営学部経営学科

325名

15名

1,330名

ホスピタリティ・マネジメント学科	150名	600名
データサイエンス学科	80名	320名
経済学部経済学科	250名	1,000名
法学部法律学科	320名	1,280名
国際関係学部国際関係学科	130名	520名
多文化コミュニケーション学科	130名	520名
社会学部現代社会学科	145名	580名
健康スポーツ科学部健康スポーツ科学科	100名	400名

(大学院)

第8条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する規則は、別に定める。

(研究所及び教育センター)

第9条 本学に、次の研究所及び教育センターを置く。

(1) アジア研究所

(2) 英語教育センター

2 本学には前項に定めるほか、各学部に学会又は研究所を置く。

3 前2項に関する規則は、別に定める。

(別科)

第10条 本学に、留学生別科(外国人予備教育課程)を置く。

2 留学生別科に関する規則は、別に定める。

第2章 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限及び在学年限)

第11条 学部の修業年限は4年とし、在学年限を8年とする。

2 2年次に編入学した者の当該学部の修業年限は3年とし、在学年限は6年とする。

3 3年次に編入学した者の当該学部の修業年限は2年とし、在学年限は4年とする。

(進級)

第11条の2 入学から第3学年までの間、同一学年に1年間(通算2学期)在籍した者は、その上級の学年に進級となる。ただし、進級時期は年度末とする。

2 前項にかかわらず、秋学期に入学した者については、1年間（通算2学期）在籍した後の春学期末に進級となる。

3 留学から帰国した者の学年の取り扱いは、別に定める。

（学年）

第12条 本学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、秋学期の始めに入学した場合の学年は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わるものとする。

（学期）

第13条 学年を、次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長は学部長会の意見を聴いて、前項に定める期日を単年度に限り変更することができる。

（休業日）

第14条 定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定める休日

(3) 本学創立記念日11月4日

(4) 夏季休業、冬季休業、春季休業は、別に定める

2 学長は前項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、休日又は休業日に授業を行うことができる。

3 学長は必要がある場合は、第1項に定めた休業日のほか、臨時に休業日を定めることができる。

### 第3章 授業科目及び単位算定基準

（授業科目）

第15条 授業科目を分けて、全学共通科目及び専門科目とする。

2 授業科目及び単位数等は、別に定める。

3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

4 授業科目の履修に関する規則は、別に定める。

（資格課程の授業科目）

第16条 教職課程に関する科目、図書館学課程に関する科目、司書教諭に関する科目及び社会教育主事課程に関する科目を置く。

2 授業科目及び単位数等は、別に定める。

（単位）

第 17 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準による。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じて、前各号に規定する基準を考慮して 1 単位とする。

2 前項に示す授業における 1 時間は 45 分を基準に運用する。

(メディアを利用して行う授業)

第 18 条 本学において教育上有益と認めるときは、前条の授業を、多様なメディアを高度に利用して、教室等以外の場所で履修させることができる。

2 前項の規定により履修し、修得できる単位は 60 単位を超えないものとする。

#### 第 4 章 試験及び単位の認定

(試験及び成績評価)

第 19 条 授業科目修了の認定は平素の成績及び筆記試験又は論文による。ただし、科目の性質等によりあらかじめ定めたものについては、他の方法によることができる。

2 各授業科目の試験等による成績評価は、100 点満点とし、100 点～90 点を S、89 点～80 点を A、79 点～70 点を B、69 点～60 点を C、59 点以下を D の 5 級に分ち、S、A、B 及び C を合格とし、D を不合格とする。

3 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

4 試験の実施方法に関する規則は、別に定める。

(成績評価基準の明示等)

第 20 条 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学においては、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(他学部専門科目の学修)

第 21 条 各学部の教授会が教育上有益と認めるとき、他学部の専門科目を一定の単位に限り、卒業要件単位となる科目として履修させることができる。

(他大学等における学修)

第 22 条 教授会が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修し、修得した単位については、学長は教授会の意見を聴き、60 単位を限度に卒業要件単位として認めることができる。

3 前2項は、国内外の大学等へ留学した場合及び国内外の大学における通信教育による授業科目を、我が国において履修する場合にも適用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第23条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を認めることができる。

2 前項により認めることができる単位数は、前条において修得したものと認める単位数と合わせ60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第24条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなし単位を認めることができる。

2 前項により修得したものとみなして認めることのできる単位数は、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第22条及び前条による単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

## 第5章 卒業・学位授与及び資格の取得

(卒業の認定要件)

第25条 卒業の認定要件は、合計124単位以上を修得していることとし、その内訳は、別に定める。

2 本学に4年(第44条の規定により入学した者については、第11条に定める在学すべき年数)以上在学し前項に定める単位を修得した者には、学長が教授会の意見を聴き、卒業を認定し、学位記を授与する。

3 卒業の時期は、学年末とする。ただし、学長が特別の事情があると認める者に対しては、学期末とすることができる。

(学位)

第26条 前条により卒業した者は、次の区別に従い、学士の学位を授与する。

経営学部	学士(経営学)
経済学部	学士(経済学)
法学部	学士(法学)
国際関係学部	学士(国際関係)
社会学部	学士(社会学)
健康スポーツ科学部	学士(健康スポーツ科学)

(教職課程)

第 27 条 教育職員免許状を取得しようとする者は、第 25 条の規定によるほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 取得できる教員免許状の種類は、次のとおりとする。

学部	学科	免許状の種類	免許教科
経営学部	経営学科	中学校教諭 1 種免許状 高等学校教諭 1 種免許状	社会 公民・商業
経済学部	経済学科	中学校教諭 1 種免許状 高等学校教諭 1 種免許状	社会 公民
法学部	法律学科	中学校教諭 1 種免許状 高等学校教諭 1 種免許状	社会 公民
国際関係学部	国際関係学科	中学校教諭 1 種免許状 高等学校教諭 1 種免許状	社会・英語 公民・英語
健康スポーツ科学部	健康スポーツ科学科	中学校教諭 1 種免許状 高等学校教諭 1 種免許状	保健体育 保健体育

(図書館学課程)

第 28 条 司書及び司書教諭免許状を取得しようとする者は、第 25 条の規定によるほか、図書館法施行規則及び学校図書館司書教諭講習規程に定める所定の単位を修得しなければならない。

(社会教育主事課程)

第 29 条 社会教育主事の資格を取得しようとする者は、第 25 条の規定によるほか、社会教育法及び社会教育主事講習等規程に定める単位を修得しなければならない。

第 6 章 入学、休学、復学、退学、除籍、再入学、編入学、留学、転部及び転科

(入学の時期)

第 30 条 入学は、原則として毎年 1 回、時期を春学期の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長は学部長会の意見を聴いて、時期を秋学期の始めにすることができる。

(入学資格)

第 31 条 本学に入学できる者の資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣が指定した専修学校の高等課程を修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧大学入学資格検定に合格した者を含む）

(8) 本大学において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

（出願手続き）

第32条 入学志願者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

（入学選考）

第33条 入学志願者に対して選考を行う。選考の方法等に関する事項は、別に定める。

（入学手続き）

第34条 入学試験合格者は、本学所定の書類に学費を添えて指定の期日までに入学の手続きをしなければならない。

2 正当な理由なく前項の手続きをしない者は、合格を取り消すことがある。

（入学許可）

第35条 入学試験合格者のうちから、前条の手続きを行った者について学長が教授会の意見を聴き、入学を許可する。

（保証人）

第36条 保証人は、原則として父母のいずれかとする。ただし、双方を欠くときは、成年者で独立の生計を営む者をもって充てる。

2 保証人は、学生の在学中に生じた事項について責任を負うものとする。

3 保証人が変更になったときは、速やかに新たな保証人の氏名、住所等の連絡先を届け出なければならない。

（氏名・住所等の変更）

第37条 学生又は保証人の氏名・住所等連絡先が変更になったときは、その旨を速やかに届け出なければならない。

（休学）

第38条 病気その他やむを得ない理由により2か月以上修学できない者は、保証人連署のうえ、本学所定の「学籍異動届」を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

（休学期間）

第39条 休学の期間は、1年を超えることはできない。ただし、特別の事情がある場合は、引き続き休学を許可することがある。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、在学年限に算入しない。

(復学)

第 40 条 休学期間が満了した場合は、復学となる。

2 復学の時期は、原則として学期の始めとする。

(退学・転学)

第 41 条 病気その他やむを得ない理由で退学する場合又は他大学への転学を希望する場合は、保証人連署のうえ、その理由を記載した本学所定の「学籍異動届」を提出し、学長の許可を得て退学することができる。

(除籍)

第 42 条 次の各号の一に該当する者は、当該教授会の意見を聴いて、学長が除籍する。

- (1) 在学年限が所定の年数を越えた者
- (2) 第 39 条第 2 項に定める休学期間を超えた者
- (3) 当該学期の学費を納めずに退学を申請した者
- (4) 学費納入期限後 2 か月を経過してもなお納入しない者
- (5) 死亡の届け出があった者
- (6) 外国人留学生で、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格を喪失した者

(再入学)

第 43 条 第 41 条により退学した者又は前条第 3 号、第 4 号若しくは第 6 号により除籍された者が 2 年以内に保証人連署にて再入学を願い出たときは、選考のうえ、学長が当該教授会の意見を聴いて、これを許可することがある。この場合において退学又は除籍以前の在学期間及び修得単位は所定の在学年限及び卒業要件単位に算入する。

(編入学)

第 44 条 他の大学等に在学した者で、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者が、編入学定員を設ける学部・学科に編入学を願い出たときは、選考のうえ、入学を許可することがある。

- (1) 短期大学又は外国の大学を卒業した者
- (2) 大学の課程 1 年 (31 単位以上) 又は 2 年 (62 単位以上) を修了した者 (外国の大学を含む)
- (3) 大学入学有資格者で、文部科学大臣の定めた基準 (修業年限 2 年以上の課程修了に必要な総時間数 1,700 時間以上) を満たす専修学校の専門課程を修了した者
- (4) 高等専門学校、国立大学養護教諭養成所 (3 年制課程) 又は国立工業教員養成所を卒業した者
- (5) 高等学校専攻科 (修業年限 2 年以上で、その他の文部科学大臣が定める基準を満たす) を修了した者

2 前項の規定にかかわらず編入学定員を設けていない 2 年次又は 3 年次に編入学を願い出たときは、前項各号に基づき、欠員のある場合に限り、選考のうえ、入学を許可することがある。

3 編入生として入学する学生の出願手続き、入学選考、入学手続き、入学許可については、第 32 条、第 33 条、第 34 条及び第 35 条を準用する。

4 4 年次の編入学は認めない。

5 編入学を許可された者の編入学の時期は、学期の始めとする。

(留学)

第 45 条 本学の学生が、国内外の大学、又はこれに相当する高等教育機関への留学を願い出た場合において、それが教育上有益と認められるときは、学長がこれを許可することがある。また、学生が休学することなく、外国の大学において授業科目を履修し、単位を修得することを許可することができる。

2 削除

3 留学に関する規則は、別に定める。

(転部・転科)

第 46 条 本学の学生が他学部への転部又は同学部内他学科への転科を願い出たときは、第 2 年次又は第 3 年次に欠員がある場合に限り、選考のうえ、当該教授会の意見を聴いて、学長がこれを許可することがある。

2 第 4 年次の転部及び転科は、認めない。

3 転部及び転科の選考方法等は、別に定める。

## 第 7 章 学費

(学費及び納入時期)

第 47 条 本学の学費は、別表 I のとおりとする。

2 授業料、施設設備料は、春学期、秋学期に分け、4 月及び 10 月に納入するものとする。

3 この章に定めがない学費に関する規則は、別に定める。

(納入金の返還)

第 48 条 既納の学費は、返還しない。ただし、入学手続完了後、定められた期日までに入学辞退を申し出た者に対しては、入学金以外の納入金を返還することがある。

(休学中の学費)

第 49 条 休学する者は、その学期の授業料、施設設備料を免除される。

2 休学する者は、休学在籍料を納入するものとする。

(学期途中の退学の学費)

第 50 条 退学する者は、その学期の授業料、施設設備料を納入するものとする。

(編入学、再入学等の学費)

第 51 条 編入学、再入学等の学費に関する規則は、別に定める。

(留学中の学費)

第 52 条 留学中の学費に関する規則は、別に定める。

## 第 8 章 職員組織

(職員組織)

第 53 条 本学は学長の下に次の専任職員を置く。

(1) 教育職員には、専任の教授、准教授、講師、助教を置く。また、必要に応じて客員教員、特別任用教員を置く。

(2) 事務職員には、専任事務職、技能職を置く。また、必要に応じて嘱託事務職員を置く。

2 前項のほか、本学は必要に応じ非常勤講師及び臨時事務職員を置く。

(職務)

第 54 条 教育職員及び事務職員の職務は、教育基本法及び学校教育法、並びに本学が定める規程による。

## 第 9 章 教授会及び委員会

(教授会)

第 55 条 各学部に教授会を置く。

2 教授会に関する規則は、別に定める。

(委員会)

第 56 条 本学又は学部に教育、厚生補導、図書施設、国際交流、就職支援、入学試験等に関して委員会を設けることができる。

2 委員会に関する規則は、別に定める。

## 第 10 章 附属施設

(図書館)

第 57 条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関する規則は、別に定める。

## 第 11 章 厚生、保健施設

(厚生・保健施設)

第 58 条 本学の教職員、学生の保健医療及び厚生のため、保健室、カウンセリングセンターその他厚生・保健施設を設ける。

2 カウンセリングセンターに関する規則は、別に定める。

## 第 12 章 寄宿寮

(寄宿寮)

第 59 条 本学に寄宿寮を設ける。

2 寄宿寮に関する規則は、別に定める。

## 第 13 章 賞罰

(表彰)

第 60 条 成績優秀な者に対し、学長は、当該学部教授会の意見を聴いて、これを顕彰することができる。

2 次の各号の一に該当する個人又は団体に対して、学長は、学部長会の意見を聴いて、これを顕彰することができる。

(1) 特に学生自治の向上に貢献した個人又は団体

(2) 大学の名声を高め又は学生の模範となるべき行為をなした個人又は団体

(懲戒)

第 61 条 懲戒の対象となる行為を行った学生に対し、学長又は学長の委任を受けた学部長は学生委員会の意見を聴いてこれを懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学、受験停止、単位無効及び譴責とする。

3 次の各号の一に該当する者に対しては、退学とすることができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく出席常でない者

(4) 学園の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 学長は、学生に対する第 2 項の退学、停学及び訓告の処分の手続きを定めなければならない。

5 学生の懲戒に関する規則は、別に定める。

第 14 章 公開講座、科目等履修生、委託生、特別聴講生、履修証明プログラム生、聴講生、外国人留学生及び附置研究所研究生

(公開講座)

第 62 条 本学は、社会人の教養と文化の向上に資するため、公開講座を開催することができる。

(科目等履修生)

第 63 条 科目等履修生とは、本学学生以外の者で、一定の単位修得を目的として、本学において特定の授業科目の学修を許された者をいう。

(委託生)

第 64 条 委託生とは、公共団体その他の機関（外国の交流大学を含む）の委託に基づき、本学において学修を許された者をいう。

(特別聴講生)

第 65 条 特別聴講生とは、他の大学又は短期大学の学生で、当該他大学又は短期大学との協議に基づき、履修を許された者をいう。

(履修証明プログラム生)

第 66 条 履修証明プログラム生とは、本学学生以外の者を対象とする体系的な知識・技術等の習得を目指す特別な課程の学修を許された者をいう。

(聴講生)

第 67 条 聴講生とは、本学学生以外の者で、単位の修得を目的とせず、本学において、特定の授業科目の学修を許された者をいう。

(外国人留学生)

第 68 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

(附置研究所研究生)

第 69 条 研究生として入所できる者は、アジア研究を目的とし、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者とする。

2 附置研究所研究生に関する規則は、別に定める。

(聴講料等)

第 70 条 科目等履修生、委託生、特別聴講生、履修証明プログラム生、聴講生及び研究生の聴講料等については、別表Ⅱのとおりとする。

(学則の準用)

第 71 条 科目等履修生、委託生、特別聴講生、履修証明プログラム生及び聴講生については、別に規定するほか、本学則を準用する。ただし、第 11 条及び第 26 条を準用しない。

附 則

本学則は、昭和 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 36 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 37 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、昭和 61 年度から昭和 74 年度までの入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科等	入学定員
経営学部経営学科	450
経済学部経済学科	300
経済学部国際関係学科	150
法学部法律学科	450
計	1,320

附 則

1 本学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 2 年度から平成 11 年度までの間の入学定員は、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科等	入学定員
経営学部経営学科	410
経済学部経済学科	300
法学部法律学科	410
国際関係学部国際関係学科	200
計	1,320

3 本学則第 18 条第 3 項及び第 4 項の規定は、平成 2 年度入学者から適用する。

附 則

本学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 9 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 12 年度から平成 16 年度までの入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科等	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
経営学部経営学科	396 名	382 名	369 名	355 名	342 名
経済学部経済学科	290	280	270	260	250
法学部法律学科	396	382	369	355	342
国際関係学部国際関係学科	196	192	186	182	176
計	1,278	1,236	1,194	1,152	1,110

附 則

本学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 24 条第 2 項の 30 単位の制限は、国際関係学部ではこれを 40 単位とする。

附 則

- 1 本学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 24 条の 2 の第 1 項及び第 2 項は経営学部経営学科ホスピタリティ専攻に適用する。

附 則

本学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更前の経営学部経営学科経営学専攻及びホスピタリティ専攻は、平成 21 年 4 月から学生募集を停止する。
- 3 経営学部経営学科経営学専攻及びホスピタリティ専攻は、変更後の学則にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまで存続するものとし、在学生がいなくなるのを待って廃止する。

附 則

本学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 経営学部経営学科ホスピタリティ専攻は、平成 26 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

本学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 経営学部経営学科経営学専攻は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

本学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、本学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年 4 月 1 日に在籍する学生に変更後の学則を適用する。
- 3 平成 30 年度及び令和元年度に変更前の第 35 条第 3 号により除籍となった学生は、変更前の第 36 条第 2 項を適用できるものとする。

(参考)

旧第 35 条

(3) 第 18 条第 2 項に定める必要な単位を正当な理由なく修得しない者

旧第 36 条

4 第 35 条第 3 号により除籍された者が、保証人連署のうえ再入学を願い出たときは、除籍後翌々年の学年の初めに限り、当該教授会の意見を聴いて、学長がこれを許可できる。

附 則

- 1 本学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年 4 月 1 日に在籍する学生に変更後の学則を適用する。

附 則

- 1 本学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年 4 月 1 日に在籍する学生に変更後の学則を適用する。

附 則

- 1 本学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 5 年 4 月 1 日に在籍する学生に変更後の学則を適用する。

附 則

- 1 本学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年 4 月 1 日に在籍する学生に変更後の学則を適用する。
- 3 前項にかかわらず、別表 I・II については、令和 6 年度以降の入学生に適用し、令和 5 年度以前の入学生に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

- 1 本学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の第 7 条第 1 項に定める都市創造学部都市創造学科は、令和 7 年度から学生募集を停止し、同学科に令和 7 年 3 月 31 日時点で在籍している者の卒業を待って廃止する。

3 前項に従い、都市創造学部都市創造学科は、同学科に令和7年3月31日時点で在籍している者が卒業するまで存続する。学生募集停止から学部廃止までの移行期間の同学科の管理運営については、別に定める。

附 則

- 1 本学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和8年4月1日に在籍する学生に変更後の学則を適用する。

(第47条 別表Ⅰ)

(第70条 別表Ⅱ)



(6) (1)～(5)に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下、「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べるができる。

（議事録）

第8条 教授会は、毎回議事録を作成しなければならない。

2 議長は、議事録を認証し、他1名の出席専任教授とともに署名をしなければならない。

3 議事録は、事務局に保管し、学長及び各事務部署は閲覧及び複写することができる。

4 教授会の構成員は、当該教授会の議事録を閲覧することができる。

（事務所管）

第9条 この規程に関する事務所管は、教務部教学センターとする。

附 則

本規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、平成29年7月20日から施行する。

附 則

本規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

本規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、令和6年10月1日から施行する。